

福岡市人権保育指針

— 子どもの人権を尊重し、人権を大切に育てる心を育てる保育の推進のために —

(平成 24 年 4 月 1 日)

本市においては、昭和 56 年（1981 年）4 月に「福岡市同和保育基本方針」を策定し、同和地区の子どもをはじめとするすべての子どもの健全育成と、正しいものの見方や考え方ができる子ども、思いやりのある子どもの育成に努めてきた。

国においては、平成 6 年（1994 年）、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益や意見表明権の保障などの理念が掲げられた、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」を批准した。平成 9 年（1997 年）には、『人権教育のための国連 10 年』に関する国内行動計画が策定されるとともに、平成 12 年（2000 年）には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行された。

本市においても、平成 16 年（2004 年）「福岡市人権教育・啓発基本計画」を策定し、「人権を尊重し、人の多様性を認め合うまち」の実現に向けて、取り組みを進めている。

また、「保育所保育指針」については、平成 2 年（1990 年）の改定時に、「人権を大切に育てる」ことが保育の目標に掲げられ、平成 12 年（2000 年）には、総則の冒頭に「乳幼児の最善の利益を考慮する」ことが加えられた。さらに平成 20 年（2008 年）には、告示化され、「子どもの人権の尊重」が保育所（園）の社会的責任として明記された。

しかしながら、近年の子どもを取り巻く社会の状況は大きく変化し続け、遊びや生活の中で育まれていた社会性や自律性などが育ちにくくなったり、また、子育てに対する不安感や負担感を持つ保護者が多く、児童虐待も増加するなど、子どもの人権に関わる様々な課題が指摘されている。

このような状況の中、子どもが生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期に、一日の生活時間の大半を過ごす場である保育所（園）の役割は極めて重要であり、家庭・地域との密接な連携のもと、すべての子どもの発達を保障し、人権尊重の意識と行動の基礎を培う保育のなお一層の充実が求められる。

このことから、これまでの積み重ねを基盤に、同和保育から学び培ってきた保育内容を継承・発展させ、あらゆる人権問題に視点をあてた、すべての子どもを対象とした保育のあり方として、人権保育の指針を以下に示すものである。

1 すべての子どもの発達保障

一人ひとりの子どもを、基本的人権を有するかけがえのない存在として認識し、子どもの最善の利益を考慮するとともに、一人ひとりの子どもの状況を把握して、基本的な生活習慣や人と関わる力、豊かな感性など、生涯にわたる生きる力の基礎を育む保育を行う。

2 子どもの人権感覚の育成

子どもを一個の主体として尊重し、受け止め、認めるという対応を通して、自分や他の人を大切な存在であると思う心や、人に対する愛情と信頼感を育て、人権を大切にす

る心と、人権の視点から行動する力の基礎を培う。

そして、すべての子どもたちが、性別や国籍、出身、障がいの有無、家庭の状況などにかかわらず大切にされ、その能力を十分に発揮できるようにするとともに、互いを尊重し認め合える人間関係づくりに努める。

3 保護者に対する支援

保護者が子どもの人権を大切にし、子育てへの意欲や自信、喜びを持って子育てができるよう、保護者の思いを受け止め、理解し、一人ひとりの保護者の状況に配慮しながら支援する。

また、地域の子育て家庭への支援にも、積極的に取り組む。

4 人権保育の推進・充実

人権保育の推進・充実が図れるよう、保育所（園）全体で組織的・計画的に取り組むを進めるとともに、職員は、豊かな人間性と人権感覚が身につくよう、研修の充実や自己研鑽に努める。

さらに、地域、学校、関係団体との連携を積極的に図る。